

論文の内容の要旨

論文題目 キャピタル・ゲイン課税制度：アメリカ連邦所得税制の歴史的展開

氏名 大塚正民

本論文は、序章、第1章、第2章、第3章、第4章、第5章および終章の合計7章から構成され、その要旨は、以下の通りである。

序章は「はじめに」と題して、次の5点を論じている。

第1点は、「研究対象および研究対象期間」である。すなわち、本研究の対象は、アメリカ連邦所得税制におけるキャピタル・ゲイン課税に関する立法および判例の歴史的展開である。キャピタル・ゲイン課税とはいうものの、これは省略形であって、キャピタル・ゲイン（利得）を優遇する措置だけではなく、キャピタル・ロス（損失）を冷遇する措置も含まれる。したがって、より正確に言えば、アメリカ連邦所得税制におけるキャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置に関する立法および判例の歴史的展開である。ただし、本研究の直接の研究対象期間は、1913年歳入法の成立時（1913年10月3日）から1986年内国歳入法典（第三次内国歳入法典）の成立時（1986年10月22日）までの期間である。すなわち、1913年歳入法が成立する前の時期と1986年内国歳入法典が成立した後の時期は、本研究の直接の研究対象期間ではない。理由はこうである。前者の時期、つまり1913年歳入法が成立する前の時期は、そもそも恒久的な所得税制が存在しなかった時期であって、キャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置は問題とならなかった時期だからである。後者の時期、つまり1986年内国歳入法典が成立した後の時期について言えば、この1986年内国歳入法典は、キャピタル・ロス冷遇措置は存置したものの、キャピタル・ゲイン優遇措置を廃止したので、いわば伝統的なキャピタル・ゲイン課税制度は1986年内国歳入法典の成立をもっていったんは終焉した、と考えるからである。もちろん、1986年内国歳入法典の下でも、キャピタル・ロス冷遇措置は存置されたし、1990年には個人納税者に限ってのキャピタル・ゲイン優遇措置が復活しているから、完全な終焉ではない。しかしながら、少なくともキャピタル・ゲイン優遇措置がいったんは終焉した時点をもって本研究の直接の研究対象期間の区切りとすることにしたのである。

第2点は、「アメリカ連邦所得税制全体の立法の歴史的展開の概観」である。すなわち、アメリカ連邦所得税制におけるキャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置に関する立法の歴史的展開を検討する前提として、まず、アメリカ連邦所得税制全体の立法の歴史的展開を主要な個別税法の重要な特徴を通じて概観している。ただし、上記第1点で述べたように、1913年歳入法が成立する前の時期と1986年内国歳入法典が成立した後の時期は、本研究の直接の研究対象期間ではないのであるが、アメリカ連邦所得税制全体の歴史的展開としては、これら両時期の検討は不可欠である。そこで、これら両時期を含めて、3つの時期、つまり、「1913年歳入法が成立する前の時期」、「本研究の直接の研究対象期間」および「1986年内国歳入法典が成立した後の時期」を概観している。もっとも。

「1913年歳入法が成立する前の時期」については、参考論文である「アメリカ合衆国憲法第16修正（所得税修正）成立史」においてより詳細な検討を行っている。したがって、本研究の直接の研究対象期間は、この参考論文で検討した期間に続くものである。その意味では、本論文はこの参考論文の続編である。

第3点は、「キャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置に関する立法の歴史的展開」である。すなわち、アメリカ連邦所得税制全体の立法の歴史的展開の概観を踏まえて、本研究の対象であるキャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置に関する立法の歴史的展開を概観している。ここでは5つの時期区分を行っている。すなわち、キャピタル・ゲイン優遇措置もキャピタル・ロス冷遇措置も存在しなかった前史期（1913年から1921年まで）、個人にだけキャピタル・ゲイン優遇措置が適用された第1期（1921年から1924年まで）、キャピタル・ゲイン優遇措置の適用のある個人に対しその代償措置としてキャピタル・ロス冷遇措置が適用された第2期（1924年から1932年まで）、キャピタル・ゲイン優遇措置の適用がない法人に対し租税回避防止策としてキャピタル・ロス冷遇措置だけが適用された第3期（1932年から1942年まで）ならびに個人および法人の双方にキャピタル・ゲイン優遇措置もキャピタル・ロス冷遇措置も適用された第4期（1942年から1986年まで）という5つの時期区分である。

第4点は、「キャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置に関する判例の歴史的展開の意義」である。すなわち、本研究において、個々の判例の検討は、超歴史的な法律解釈論の視点からの検討ではなく、あくまでも立法の歴史的展開の各段階に対応しての歴史的な位置付けの検討となる。さらに、本件において検討する判例は、原則として、連邦最高裁判所の判例である。なお、当然のことではあるが、本研究における個々の判例の検討にあたっては、その判例自体の年月日はあまり重要ではない。あくまでも、その判例が判断の対象とした個別の税法の年代が重要となる。加えて、そもそもアメリカの税法事件における判例の役割は、いわゆるコモン・ローが究極的な法源とされるアメリカの一般の訴訟事件の場合とは異なる。すなわち「税法事件における究極的な法源は、判例ではなく、実定税法である。」といわれるように、税法事件においては、判例はあくまでも実定税法を補足するに止まる。つまり、立法が主で、判例は従となる。

第5点は、「本研究の基本的視点」である。すなわち、本研究の基本的視点は、アメリカ連邦所得税制におけるキャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置に関する「立法および判例の歴史的な位置付け」である。つまり、アメリカ連邦所得税制におけるキャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置の歴史的展開の過程において、「個々の立法および個々の連邦最高裁判所の判例を歴史上の出来事として理解しようとするもの」である。

第1章は「前史期」と題して、キャピタル・ゲイン優遇措置もキャピタル・ロス冷遇措置も存在しなかった前史期を検討している。すなわち、1913年歳入法の成立時（1913年10月3日）から1921年歳入法が成立する前までの時期である。

第 2 章は「第 1 期」と題して、個人にだけキャピタル・ゲイン優遇措置が適用された第 1 期を検討している。すなわち、はじめて個人にだけキャピタル・ゲイン優遇措置を設けた 1921 年歳入法の成立時から 1924 年歳入法が成立する前までの時期である。ただし、1921 年歳入法は、法人に対する従来の所得税率 10%を 12.5%に引き上げると同時に、個人のキャピタル・ゲインに対する適用税率を 12.5%の特別優遇均一税率とする、というものであって、要は、キャピタル・ゲインに関し、個人と法人とを同一に取扱うというものであった。

第 3 章は「第 2 期」と題して、キャピタル・ゲイン優遇措置の適用のある個人に対しその代償措置としてキャピタル・ロス冷遇措置が適用された第 2 期を検討している。すなわち、1921 年歳入法が、キャピタル・ゲインを特別の所得として優遇する措置を導入した際に、キャピタル・ロスの控除について特に制限を設けなかったことの税収への影響がほどなく顕れてきた。そこで 1924 年歳入法は、キャピタル・ロスの控除に制限を設けた。しかし 1929 年に始まった大恐慌による証券価格の暴落は膨大なキャピタル・ロスを生じさせたので、この膨大なキャピタル・ロスを利用した節税策が税収に深刻な影響をもたらした。そこで個人・法人を問わず、キャピタル・ロスの控除に厳しい制限を設けようとする動きが始まった。この動きは最終的に 1932 年歳入法の立法に結実したのである。第 2 期は、この 1932 年歳入法が立法される前までの時期である。

第 4 章は「第 3 期」と題して、キャピタル・ゲイン優遇措置の適用がない法人に対し租税回避防止策としてキャピタル・ロス冷遇措置だけが適用された第 3 期を検討している。すなわち、個人・法人を問わず、キャピタル・ロスの控除に厳しい制限を設けた 1932 年歳入法の立法時から法人にもキャピタル・ゲイン優遇措置が設けられた 1942 年歳入法が成立する前までの時期である。

第 5 章は「第 4 期」と題して、個人および法人の双方にキャピタル・ゲイン優遇措置もキャピタル・ロス冷遇措置も適用された第 4 期を検討している。すなわち、1942 年歳入法によって、それまではキャピタル・ゲイン優遇措置の適用がなく、キャピタル・ロス冷遇措置だけが適用されていた法人についても、今度はキャピタル・ロス冷遇措置の見返り措置ということで、キャピタル・ゲインを特別の所得として優遇する制度が制定された。かくて課税の技術的方法には差異があるものの、本質的には、個人も法人も共にキャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置の適用を受ける制度が確立し、この制度は以後約 50 年近く 1986 年内国歳入法典の成立まで続くことになる。

終章は「おわりに」と題して、わが国の「みなし譲渡制度」に関するシャウプ勧告とアメリカ税制との関連を論じている。すなわち、昭和 25 年法律 71 号によるわが国の所得税法の改正は、おおむねシャウプ勧告の基本原則に即応した改正であり、とくに「全面的みなし譲渡制度」は改正所得税法 5 条の 2 に具現した。確かに「全面的みなし譲渡制度」そのものは短命であった。しかし当初は「全面的みなし譲渡制度」に具現したシャウプ勧告の本来の趣旨は、その後において形は変えたものの、今日のわが国の税法に「原則

は、取得価額の引継ぎ」および「例外は、みなし譲渡制度」という形で生きているのである。現行所得税法の 59 条と 60 条がそれである。まさに「税法においては、進化する動物の場合のように、その主要な特徴は発生初期の遺伝子によって決定される」という命題を実証しているといえよう。